

第三回 売春研究

第8号
1971年9月20日

* 伊藤野枝と宮本百合子の間
荒井とみよ
判例上からみた婦人の地位について
川村フク子

伊藤野枝と

宮本百合子の間（要旨）

荒井とみよ

「青鞆」の最期を飾つた青山菊栄（山川）と伊藤野枝の公娼制についての論争で、菊栄は野枝を論破した。こと売春問題について論争に勝つということはどういうことなのであろうか。

菊栄は首尾一貫しており、身につけたばかりの近代的社会科学の論理を冷静に、正確に展開した。曰く「人間が造つた社会は人間が支配しなければならない」。これに対して野枝は「人間は自分自身さえも完全には支配できないのではないか」と。

菊栄の文体は断定的教示的であり、野枝のは疑問の形に終始して

いる。論争の優劣は論者の中にも文体の上にもすでにあつたかに見える。優者菊栄は劣者野枝を教示しようとはしているが、その問題提起を正面からうけとめようという姿勢は最初からもつていらない。売春問題では劣者であり続けることを強いられていく側の女の、この論争の不毛さは、優者の立場がかりにもあつたところに原因している。

この野枝の思想は現実に辻潤と別れて大杉栄と共同生活をするに及んで外的にも内的にも鍛えられていく。恋愛における独占は何の魅力もない、吸収するだけのものを吸収し、与えるだけのものを与えて、お互いの生活を豊富にすることがすべてだ、という個人主義を根底にした恋愛論は、さらに家庭論へと発展する。男女の結合の意味は夫婦であるというより、同志であることの方に本当の目的がある、と述べ、しかし現実には夫婦は理解するという口実で同化を迫る。そして同化させられ自分の生活を失うのはいつも女の方である。

る、といふ。さらに死の直前に書かれた「自己を生かすことの幸福」では、恋愛は人生の第一義ではなく自分の生活の目標にむかうパッショーンこそが大事なのだといふ。それさえ定まれば家庭の幸福がいつ破壊されてもよいといふ覚悟ができ、たまさかの安逸も保護も愛撫も享樂できるようになつた、といふ。

体制に対する強い反逆の姿勢にもかかわらずここには硬直したところ、禁欲的な貧しさがみじんもない。野枝の天性として片づけないで婦人解放思想のひとつのかたと評価したい。

この到達はその後の婦人運動の中どのように生かされていつたか。昭和の革命運動、婦人運動のイデオロギーであつた宮本百合子の闘いはどのようなものであつたか。

百合子の代表作「伸子」は自己肯定にみちた小説である。伸子は離婚を決意しているのだが、作者は伸子を全面的に肯定している。その肯定は、かつて結婚をした自分を否定するものでもない。前の自分も、今の自分も肯定するということになれば、かつて自分によつて選ばれ、今自分によつて捨て去られる男はどうすればよいのか。その彼に作者は自棄になることを禁じて「自分の結婚して何かよいことがあつたのならそれで満足だ」という。百合子に誤りは許されない。後退も墮落も許されない。すべては成長のための、前進のための必要なプロセスであつたのだと評価しなければならないのだ。

百合子の博識、聰明さは衆人の認めるところだが、それには「いかに伶俐のようでもやはり女は女であります」（福田恒存）といふような評語もくつづいている。広い教養から導きだされるプリンシブルの単純さ、明解さ、つまり広さの中の狭さを女といふことでかたづけることは、従来よくとられてきた方法だ。しかしそのように

総称される「女」というのはどこにいるのか。たとえば野枝と百合子はどこまでも異質な女であるのに。

百合子の女は清潔無垢、ほとんど非性的で、まるで聖女である。まるで、すべてこの聖女の聖衣をまとつて描かれている。女における性に特に汚辱的な面が濃いのは、歴史的にも現実にも事実なのである。聖女の狭さとは、その性の汚辱性の欠落した狭さである。狭さのゆえに百合子はあくまでも正しく美しくあることができた。

百合子のこの論理は野枝を論破した菊栄にまつすぐにつながる。昭和の婦人運動はこうした聖女の系譜に導かれ、支えられてきたのである。封建制をいまだ克服していない日本の状況の中で革命的婦人運動を進めていくには「一本の矢」（本多秋五）のような激しさが必要だつたのかもしれない。しかしどうしてそれしか正しくなかつたのか。前へ前へつき進む一本の矢の対極に、その矢のあくまでもの正しさを疑う思想が育たなかつたのか。佐多稻子の小説などにはかろうじてこれに対する居直りの姿勢が読めるが、しかしそれも一本の矢の正しさは決して疑わないのである。

性を享樂し、しかもそれを第一義には考えず、自分の生活の目標に対するパッショーンを持ち続けていた野枝もまた、性の汚辱的・性から解放された女だつたが、この野枝からも百合子からも置き去りにされた性の一面にとりくんで、これを思想化しようとしているのは森崎和江である。

女が自己を知る行為は、個体が個別に行なうことができない。それがほど完全に女たちはいんべいされている。だから個体が個々に知覚した世界の破片は、この女たちの状況がのりこえられるまで私有

すべきではない、というのが森崎の主張である。そしてことはをもたなかつた女たちの世界をことばにする試みを、単にひとりだけの書斎作業の中だけではなくサークル運動を結びあわせてしようとしている。しかし性を思想的に掘り進めるということ、女をことばにすることばは散文になり切つてない。そして森崎はその晦澁さに固執している。女という心情と生活族の巫女たらんとしている。

性を生活や心情に密着させて、思想として掘り下げるということはそれ自体ことばの矛盾であろう。また共有とか性の閉鎖的状況を開拓するとかいしながら決して共有できない発想、閉鎖的ことばを連ねるということも自己矛盾のように見える。しかし私たちはこれを矛盾しているということで退けることはできない。森崎の方法を否定するにしろ肯定するにしろ、女たちの状況はいま私たちの中にあるのだから。ひとりひとりの世界で、ひとりひとりの方法でこの問題をひきうけない限り、「女」と総称される時代はいつまでも続くのだから。

討論と展望

会場の都合で、討論は一時間に制限されたのだが、多くの熱心な発言があつた。発表の内容には近代以後に考えられた女性問題の成果は今後に生かし得るかと、私たちに答をせまる切実な問い合わせがあつた。また報告者は、四月例会にあらわれた性のテーマと、五月例会の討論を今回につなごうとした。会場にはそれらの努力をよく受けとめようという気持がみられたように思う。

1 「聖女の系譜」について

報告者は、宮本百合子の限界が、女性的なものに基づいているなら、女性の手でそれを解明すべきだといつた。それを受け、百合子のもつていた広い視野から、どうして多くのものを切捨て見落す单纯型思考が生まれるかを考えた。山川菊栄・宮本百合子という純粹培養型思想家は、その「生まれ」に規制されているという思想は、やがて彼らがひきうけた「役割」の成果と弊害の評価にうつっていった。百合子の評論「婦人と文学」はいまだに、のりこえられていないという意見が多かつた。百合子の活動は、文学というよりも、プロバガンダの一連の言語活動として位置づけたいという発言もあつた。報告者は、百合子の歴史的役割を充分に評価しつつ、明快な論理でもつて現実を横切つた「一本の矢」のような百合子と対をなすべき「現実の土壤をたがやすすき」の役割をはたし、さらにその二つを有効に結びつけるものがなかつたことが悔まれるのだと再度強調した。

一方、山川菊栄と伊藤野枝の論争に戻つて、野枝をおしきつた菊栄は、西歐的、男性的、あるいは支配できるものの論理をいちはやく身につけて世界を相対的に分析総合することができた。菊栄・百合子の系譜は、筋道だてて説明し、社会改革にはどこから手をつけるべきかを解りやすく教える。この系譜の論理のいわば虚をつき、ゆさぶる野枝の役割を評価するとしても、そちらに片よりすぎてはいけないのでないか、という疑問がだされた。おなじく、体系化、抽象化される西歐的思考に対凍すべき心情的土着的なもの、概念化を拒否する思想の発掘が一九六〇年ごろから行なわれている。伊藤野枝のいう本能的な、あるいは自然の力というものがこれにあたる

のだと思うが、このどろどろしたもののもつと概念化する努力がいると思うという意見もあつた。ここで森崎和江の名前があつた。森崎の文章の中にある、独特の抽象語で固められた地の文と、土着の人からの聞き書きによる語りの文とのあいだの分裂は、先述の二つの異質な思考の統合をめざす苦闘をあらわしているが、多くの人がこの文章の入口で拒絶反応をしめしていることがわかり、こういつた努力の困難を感じさせた。

ついで、「公娼論争」において論争の歯車を狂わせて、議論を成り立ちがたくさせているのは野枝の側であるが、このように男性的な論理につまづきを準備し、反省をうながすことで使命を終るのが、本来、女性的論理の本質であり、むしろ評価すべき点ではないかといふ興味ある指摘もあつた。

2 伊藤野枝にたいする評価と、性、結婚、家族制度について

野枝をこれまでの女性問題の思想家の頂点におくのは何故か、という質問にたいして、報告者は「公娼論争」から、無傷でそして生長もなく出てきた菊栄と、破綻を重ねつつ、失敗を糧に肥えてゆく野枝は異質のタイプである。「聖女型」にたいする野枝の「ありのまま」のなかに市井の女のたくましさと、思想のたくましさが無理なく結びついているとすれば、そこに未来があると答えた。宮本百合子を読まなかつたという世代からも、野枝にたいする共感が述べられた。

そのなかに、野枝の評論中の貞操よりパンをえらぶという言葉や、恋人の独占否定論を指して、これらは自分たちの世代にとつてはあたりまえになつていていう発言があつて、反論が集中したが、この無造作な発言が突破口となつて、性、結婚、家族制度へと話題は転じられた。反論は、あたりまえになつていていうが、商業にあつられている風俗現象が、たまたまそみえるのであつて、野枝の場合のような思想化への努力が欠けてはいないか、また一般的の考え方にはむしろ驚くほど変つていない、あるいは大学といふ解放区の中であたりまえといふ人が、その後、結婚し母親となるとき、どう変身するかが問題なのだ（見とどけてやるぞ）、といつたものであつた。二十代から、自分たちの変身はしかし、今までの世代の変身とは異なるだろうという答があつた。また、もつと前の世代は結婚を選ばされたのだけれど、自分は自我をつらぬくために結婚を選んだのだという発言に対し、ところがその次の世代は、おなじことのために結婚を選ばないかもしれない、といふやりとりもあつた。

ここで時間切れになつたが、とくに2のテーマは、本質的な問題の入口にようやく達したところでおわつた感じがする。今後つづけて発展させたい。

（第十四回例会 七月二十四日 於同志社学生会館
参加者三十二名 西川祐子記）

判例上からみた 婦人の地位について（要旨）

川村フク子

一、婦人労働者の労働環境を法廷に現われたケースを通して眺めるのが、私に依頼された課題であつた。会員の方々に討論の材料を提供するとの意図のもとに、最近の判例を紹介することを主とし、後の刻、討論の過程でまとめるつもりであつたが、時間の都合で果せな

かつた。以下に判例を要約する。

二、ヘ労働判例

(1) 結婚退職制と若年定年制に関するもの

◎東京地判昭四一・一二・二〇住友セメント事件

「結婚したら退職する」旨の念書を差し入れて入社したAが、結婚したところ、右念書を楯に会社から退職を迫られ、これを拒否したところ解雇された。Aは結婚退職制の無効を理由に雇庸契約存続確認の訴を提起した。東京地裁は、右制度が性別による差別待遇に該当し、又、結婚の自由を阻害し、結局民法九〇条に違反するとして無効を宣した。

◎盛岡地判昭四三・四・一〇判時五二三・七九小野田セメント事件

セメントの過剰生産により業態が悪化した会社は、八〇〇名の人員整理を計画し、その整理規準として「有夫の女子」、「三〇才以上上の女子」を選ぶことにした。右基準に従い退職願を出した女子に対し、この整理規準は、憲法一四条、労働基準法三条、四条に違反し、従つて合意解約も公序良俗違反で無効だとした事例がある。

◎東京地判昭四四・七・一判時五六〇・二三東急機関工業事件

女子の停年を三〇才とする旨の会社と組合の協定により、三〇才で停年退職とみなされた女子につき、右若年停年制が公序良俗違反で無効の制度だとした事例である。

◎前橋地判昭四五・一一・五判時六一五・九古河鉱業事件

企業存立の危機に直面していた会社の工場で工員一〇名が剩員となつた。会社は新機構案に従い、課と係の集約統合を行なつた上、新機構案によつて廃止、縮小された業務に従事していたのが大部分女子であること、工場での製品の性格から女子の就労に適する直接

部門の職場がなく、女子を直接部門に配転することが困難であること、原告の女子は、既婚者で退職しても生活に支障を生じないこと、等を理由に原告を解雇した。原告は、右解雇の不当性を主張し、その理由として、前記各判例と同旨のことを挙げたが、裁判所は、企業側の事情を重視し、解雇を有効とした。

最近のドル防衛問題、中小企業の倒産増加等を顧みるとき、この判決の影響力は、軽視すべきでないと考える。

◎盛岡地判昭四六・三・一八岩手県経済連合事件

表面上は、一見職種別停年制を定めていると思われる就業規則をこの適用をうける人の現状から判断し、女子に対する若年定年制を定めたものと解し、これに基く停年退職扱を労働法上の公序に反し無効とした。

(2) 別居配転に関するもの

◎秋田地判昭四三・七・三〇判時五三〇・二二秋田相銀事件

夫婦の別居を強いる転勤が人事権の乱用又は公序良俗違反、あるいは不当労働行為に当たるとして転勤命令の効力を停止した事件。

問題の二夫婦とも、銀行が異動原案を作成する以前に、近く結婚すること、共働き（右二夫婦のうち一人は、同一職場での結婚）をするので同居可能な範囲での転勤を希望する旨を銀行に申し述べていたもの。

◎大阪地判昭四四・七・一〇判時五六四・二五 日本生命事件

夫婦共、日生の従業員であり、組合員で、かなり活ぱつな組合活動をしていた。夫は高槻支社より宮崎支社へ転勤を命じられたが、妻については、女子社員には住居を異動させるような転勤をさせない慣行があるところから、これを転勤させず、従つて妻は、別居す

るか退職するかいずれかの途を選ばざるを得なかつた。夫は、右転勤命令を拒んだところ、解雇された。裁判所は、右転勤命令が不当労働行為に該当するとした。

◎鳥取地決昭四四・九・二七判時五七六・八五山陰放送事件
別居を伴う転勤命令を不当労働行為とした。

◎仙台高判昭四五・二・一六判時五八七・八七秋田相銀控訴事件
昭和四三年七月三〇日秋田地裁判決の控訴審判決で、別居配転を不当労働行為に当るとして、原審を支持した。

(3) 職場結婚に関するもの

◎神戸地判昭四三・三・二九労働経済判例速報六四三・一四神戸野田高事件

職場結婚を解雇の事由とするには、かかる事由が適法とされる合理的理由が存在することを必要とし、これを欠くときは、解雇は無効とした。

◎千葉地判昭四三・五・二〇労働経済判例速報六四二・三茂原市役所事件

共稼ぎの夫婦の一方を退職させる合理的根拠を欠き、職場結婚を退職条件とする誓約書に基づく勧奨退職は、結婚の自由を侵すものとして無効とされた。

◎神戸地判昭四三・九・二六豊国産業事件

女子従業員の結婚は、社則に「会社の都合上止むを得ないとき」に該当しないものとして解雇を無効とした。

三、民事判例

婦人労働の経済的価値の評価の低さは、例えば離婚の際の慰謝料乃至財産分与の額の低さ、相続財産から妻の特有財産を分離する際

の基準の甘さ等に顕著に現われている。しかも最近交通事故の増加に伴い、婦人が被害を受けた場合の逸失利益の算定の際にも、労働市場における婦人の経済的地位の低さが婦人に非常に不利に作用している。又、主婦労働の経済的価値を評価するにおいても、この傾向は顕著である。

四、以上、判例に現われた問題は、いわば氷山の一角であることを考慮すると、実際生活における婦人の地位は、巷間に取り沙汰されている程に高くなつていいと思う。

討論と展望

判例紹介と問題提起をめぐつて、多くの質問や意見が出されたが、それをいくつかの問題に集約して個人の発言としてではなく、質疑応答の形でまとめてみました。

——女性の地位を不当に低く評価した就業規則そのものの効力を争うこととはできないのでしょうか。

違憲立法審査制度という形はあるが、一般的に就業規則それ自体の効力を争うことはできない。(ドイツでは規範自体の効力を争うことができる)。従つて労働組合としては労働協約を結ぶ時に争つておくべきものである。しかし婦人労働者の地位に関しては組合 자체が企業と妥協的で、紹介された事例のほとんどにおいても女性の解雇を組合が了解しているという状態である。

——結婚退職制とか若年停年制、別居配転等の不正当性を訴訟で争う場合、論理構成としてどの条文が最も有効な根拠となりうるのでし

よ
う
か。

婦人労働者に対する結婚退職制、若年停年制や別居配転の取扱いは、配遇者の選択や結婚の時期についての自主性を拘束することになり、憲法の趣旨に反するが、憲法の妥当する領域は私人と私人の関係ではないという考え方があるので、これを直接憲法的に評価して無効にすることはできない。従つてその間にワンクッシュョンをおく必要から民法上の契約のレベルで問題にし、労働法上の公序に違反するという形で争うが、その場合民法九〇条、労基法三、四、五条、憲法一三条等からエッセンスを引き出してどう理論構成するかは個々の事実や裁判所によつて異なり、一概にどれが有効とはいえないのではないか。

——昭和四一年頃から判例が労働婦人の地位を正当に評価する方向へ変りつつあるようにみえるが、その社会的背景をどう考えるべきでしようか。

昭和四〇年以前にも不当を扱いで事実上職場を去つて行つた女子

労働者はたくさんあつたと思われるが、訴訟に持ち出す力もなく、それを支援する体制もなかつた。こういう形の訴訟を出すには組合とか女子労働者の側で特殊なとり組みをする。多数の弁護士と組合の強力なバックアップを要し、さらにその背景には全国的に女子労働者の問題を出させる意向が出てきているという状勢の変化がある。具体的には総評弁護団とか共産党系弁護団の支援がある場合、また「守る会」を作つて広く固定しない層をも組織するという形がとられる。

——古河鉱業事件敗訴の意義は重要だと思われますが判決文を論駁するにはどういう理論をもち出せばよいでしょうか。

会社が危急存亡の折という点では他にも似た事件がありながら、判決の論理は従業員整理の必要性という企業の立場と婦人労働者の権利とを同質的に天秤にかけるというものであり、今後の経済不況の深刻化にともない、この論理を使つて両者のからみ合いを緻密に問題とする方向が出てくるのではないかと懸念される。このようない方法 자체けしからんことで論駁を要する。

——これまでの判例は正職員の場合であつたが今日問題となりつゝある臨時職員、パートタイマーの婦人労働者の権利は守られているのでしょうか。

非常に重要な問題ではあるが、この場合はパートタイマーとして了解をとつて就業しているので訴訟は大変むづかしくなるでしょう。古河鉱業事件が端緒となりうる今後の判例の動向に対抗する場合と同様、もはや訴訟闘争のみでは闘いきれない問題として広く地域の民主化運動、組合員全体の権利闘争等の高まりが不可欠の前提として必要となるでしょう。

——別居配転の不當性などをあまり主張すると却つて女性の職場進出をさまたげるのではないでしようか。

不当労働行為による場合はもとより、純粹な別居配転の場合でも別居によつて家庭生活がこわれるということがある。日本には家庭そのものを保護するという規定がないが、ドイツや社会主義国の憲法は家庭を单一体として保護するという条文をもつてゐる。擬装離婚や、配転による別居の受容は一時的現象的には婦人労働者の権利のため闘つているようにみえても、そのこと自体婦人の地位の低さを意味するものであろう。

なお民事判例については、慰謝料乃至財産分与の額や、交通事故の場合の家事専従者の逸失利益の算定について、どのような方法を用いても科学的に正しいとか、誰もが納得できるものはないこと。

いずれにしても女性の地位が低いという今日の実態を必ず反映したものになり、生命の価値に差はないという真理と矛盾するということと、資本主義制度のもとで生命の価値を金に換算するということ自体に問題があることが明らかにされた。女性の場合に限らず、端的には刑余者、身心障害者、浪費者等の死亡についても逸失利益はないという考え方につながるものである。

(第十五回例会 八月二十八日 於楽友会館 参加者二十七名)

藤原怜子記)

「こういう点はどうなのだろうか」と思つた時、報告者が使われた書物の名を知ることができれば、自分でも調べようという気になるのではないかと思います。

報告する人は、必ずしも大学の研究者や学生ばかりでなく、いろんな階層の方があつてもよいと思います。今すぐには無理だとしても、まず勉強してみたいと思つた人が、報告者のよりどころとした文献を、自分なりの見方で読むことができるようにして、道を開いてほしいと思うのです。

なお、今回の例会案内に報告の主旨を大まかに書いて下さつている点、非常に喜こんでいます。(O・M)

編集後記

- 五月例会に参加した方から寄せられた手紙をご紹介します。少し発表の時期が遅すぎて申し訳ないのですが、参加者からの積極的な意見として、ここにのせさせていただきます。なお、紙数の都合上、手紙の全文ではなく要約であることと、機関紙に発表する了解を得ておりませんので、匿名にしましたことをおことわりしておきます。

○ 例会についての若干の要望

報告と討論の要旨を会報として送つていただくことは、不参加の場合にも何かと助かります。

例会の討論に参加してみて、報告者が参考にされた文献の列記したもののが欲しいなあ、といつも思います。例会から帰つてからでも

一九七一年九月二十日印刷発行
「婦人問題研究」第八号
発行者 京都市東山区山科大宅山田町三四
橘女子大学内 婦人問題研究会
電(075)571-1111
振替口座番号三一八一七